

## 公正競争確保の在り方に関する検討会議（第4回） 議事録

- 1 日時：令和3年1月28日（木）9:55～12:00
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
  - ・ 構成員（五十音順）  
相田主査代理、石田構成員、大谷構成員、大橋主査、岡田構成員、  
高口構成員、関口構成員
  - ・ オブザーバー  
小室公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長
  - ・ 総務省  
谷脇総務審議官、竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、  
吉田総合通信基盤局総務課長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、  
飯村事業政策課市場評価企画官、大内料金サービス課企画官、  
田部井事業政策課課長補佐
  - ・ ヒアリング対象者  
在日米国商工会議所（ACCJ）

【大橋主査】 皆さん、おはようございます。定刻より若干早いかもしれませんが、全員おそろいということですので、ただいまより公正競争確保の在り方に関する検討会議第4回を開催いたしたいと思えます。皆さん、大変お忙しいところ、オンラインでの御参集ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思えます。本日はヒアリングとして、在日米国商工会議所（ACCJ）に御参加をいただいております。まず、ACCJ様からヒアリングを行って、その後、質疑応答、意見交換に移りたいと思えます。

それでは、ACCJの杉原様から御説明を、おおむね5分程度と伺っていますけれども、お願いしたいと思います。

【ACCJ】 皆様、おはようございます。大橋先生、どうも御無沙汰しております。

【大橋主査】 よろしくお願ひします。

【ACCJ】 今日は発表の機会をいただきまして、ありがとうございます。ACCJの杉原と申します。

それでは、ACCJの見解を発表させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

今回のこの件についてですが、NTTの民営化は、長年日米通商問題の課題であり、完全

分割ではなく、総務省が常にモニターするとの条件の下、機能分割した経緯があり、その認識に間違いがないかどうか、総務省の見解をお聞きしたく思っております。

歴史を振り返ってみると、85年、NTTの民営化が、JRのように完全分離にならなかったことから、常にモニタリングが必要であったと私たちは考えております。その後、携帯電話のマーケットの閉鎖性と独自規格の採用が大きな貿易問題になり、確か92年だったと思いますが、西日本と沖縄にグローバル標準のテクノロジーを入れることができたことから、非常に高かった携帯電話が今日のように、皆が持てるようになったと理解しています。その後も、この後に述べますが、調達は大きい問題でした。現在の総務省は、この辺りの経緯をきちんと先輩方々から共有できているのか、併せて聞かせていただきたいと思っております。

1番、NTTグループの再編についてでございますが、NTTドコモの完全子会社化に続き、NTTコミュニケーションズとNTTコムウェアをドコモの子会社とする案が示されるなど、なし崩し的にグループの再編が行われることに大きな危機感を持っております。

総務省は、日本政府が依然としてNTT持株の30%以上のシェアを持ち、日本政府が最大の株主である、元国営企業であるNTT、この意味でも、NTTは完全なる民間企業とは言えないと考えております。NTTの独占的な影響力への懸念から、NTTから移動通信業務、NTTドコモが分離された経緯を勘案すると、市場における公正競争へのしかるべき検討が行われずに、今回の再編が行われたことには大きな懸念がございます。

NTTグループの再編は、情報通信への新規ビジネス参入にも大きな影響を与えるので、NTTグループの再編が認められた経緯等に関する見解をお伺いしたく、加えて、NTTドコモを含むNTTの経営全体が、以前にも増してドミナント性が高まり、かつ政府の影響を受けるようになり、自由市場競争下での経営におけるフレキシビリティを諦めることにならないか、懸念をしております。市場の公正競争を確保するため、日本政府は、株主としてどのような必要性があると思われているのか、その見解もお伺いしたい。

次に、NTTが同社のプレゼンテーションの中で、あたかも新たな脅威であり、競合相手のように、GAF A等と一括りに呼称していたが、それらの企業のビジネスフォーカスは多種多様であり、単純にグループ化して、表面的に公正競争を述べることは適切ではない。NTTとNTTが言及した米系IT大手は全く別のレイヤーであり、NTT再編をGAF Aに対抗してというのは、市場の自由な競争を阻害することにつながりかねない。また、議論として、全く根拠に乏しいと考える。

ちなみに、NTTの澤田社長はいろいろなメディアで、今回のドコモの統合はGAF Aに對抗するためと明言している。例えば昨年の日経ビジネス10月23日号でも、「GAF Aは事業をクラウドサービスに広げ、通信インフラの分野にも出てきています。この領域では絶対に対抗しなければいけない。」と述べていらっしゃいますが、実は、大橋先生も御承知のように、実は私も少し前までは、このGAF Aと言われる会社に勤めておりましたが、日本にデータセンターを作ったり、日米・東アジアのケーブルを強化しているのは、日本や東アジアにお客様が増えているからで、日本政府高官からも、データセンターの設置を強く勧められておりました。

このように認識が全く違うだけでなく、今、アジアのインターネット網が、私たち日米のような法と民主主義を重んじることがない国がハブとなってきています。ここを日米で共同して取り組んでいかなければいけないところであると考えておりますが、この辺を総務省はどのように考えているのでしょうか。

さらに、日米がパートナーとして開かれ、相互運用可能な、信頼できる、かつ安全で、グローバルなデジタル経済環境の実現とネットワークインフラストラクチャーの構築をインド太平洋領域で進めるとするのは、日米の協力事項であったと理解しておりますが、総務省の考えは、その日米合意から変化したのか、お聞きしたい。

調達についてであります。NTTの調達については、先ほども申し上げたとおり、日米通商問題の大きな課題であり、NTTの大きな調達力が、いわゆるNTT標準を作ってしまう、新規参入を困難にしたり、価格の高止まり、ガラパゴス標準を作ってしまったので、これまで、公正な競争を阻害するとの理由で禁止されておりました。

昨年、このドコモとは別のタイミングで、NTTグループ全体としての調達を認める判断がなされたことについての、総務省の見解をお伺いしたい。これは、昭和63年、1988年まで遡った調達の問題であり、その後2007年まで米側は調達についてモニターをし、やっと近年、信頼関係ができたということから、このモニタリングを取りやめた経緯がございます。今回突如として、このような調達を認める判断がなされたことに驚いております。

この調達については、特に、先に述べた澤田社長が切り札としてコメントしている I O W N (アイオン) は、国際標準に今のところなっているとは思えず、独自規格のように見受けられる。つい最近もNGNという、いびつな I P v 6 技術の導入で、世界中の I S P にいびつな接続を強いたばかりと記憶しているが、B e y o n d 5 G の開発も日米の協力事項と記憶しておりますが、この辺りも総務省の方針が変わったのか、見解をお聞きしたい。

次に、ベンダーロックインについて。NTTグループという巨大なグループが誕生し、ロックインがインフラだけでなく、NTTデータをはじめとして、ソリューションにまで続いてしまう可能性があることに大きな懸念がある。

ACCJでは、かねてよりNTTデータによる政府システムのロックインを問題としてまいりました。ベンダーロックインの排除については、2020年の骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針2020について）」にも書かれているところであり、インフラのベンダーロックイン、そしてソリューションのベンダーロックインとつながる可能性のあるこのことについて、どのように骨太の方針を実現するのか、御意見をお伺いしたい。

そして、NTT東西の光ファイバについて。NTT東西の光ファイバは米国のクラウド事業者のみならず、ほかの多くの事業者にとって核となる重要なインフラであるため、ボトルネック設備である光ファイバの開放が担保されるべきと考える。ネットワークの一体化と卸取引は別の次元の問題であり、接続ルールも含めて、高い透明性が求められる。さらに、総務省のほかの委員会で、ユニバーサルサービスが銅線から光化されるに伴い、ルーラルエリアでは、ラストワンマイルを無線化することが検討されております。NTT東西の光ファイバ網と無線事業者の関係についてもお伺いしたい。

最後に、私たちACCJは、このNTTの再編問題について、昨年から在京米大使館やワシントンの通商代表部とも何度もミーティングを重ねてまいりました。また今、バイデン新政権に向けて日米のデジタル分野における課題と調整のインプットを求められているところであります。

私たちは、このNTTの再編問題は、両国関係とイノベーションを阻害する大きな問題であると、既に問題提起をしており、日米二国間協議においては必ず議論すべきアイテムであると進言していることを添えて、私の発表を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

**【大橋主査】** ACCJ様、ありがとうございました。

この検討会議では、委員の議論を活発にするための参考として、事業者からヒアリングを過去にも行ってまいりまして、今回、杉原様からもそうした趣旨でヒアリングにお呼びをさせていただいたという形です。そういう点で、これから質疑応答、あるいは意見交換に移りたいと思います。ただいま御発表があった内容について御質問、御意見ありましたら、チャット欄に書いていただくなり、御発声いただければ、私から指名させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは大谷構成員、よろしければ、お願ひしてもよろ

しいですか。

【大谷構成員】 はい、日本総研の大谷でございます。ACCJ様からの御説明ありがとうございました。今までにない新たな視点、貿易という観点からの御意見をいただけたと思っております。

ただ、今御説明いただいた内容は、例えば調達などについて、NTT標準の確立、新規参入の阻害というコメントなども述べていただいているところですが、これらの問題については、長年の課題であったとお書きいただいているとおり、長年の課題であったので、最近その調達のルールなども改めて見直し、公正競争上の問題が発生しないように整理する努力を行い、また、それに沿ったガイドラインにのっとって運用が図られて、一部解決している問題だと認識しております。

過去にあった課題、そしてそれに対して一定の手当てがなされたものというの、幾つか今回の問題提起の中に含まれていると思っております、現在も残存している課題として、特に気にされている部分が、まだ調達に残っているかどうかといったところについて、御質問させていただければと思います。

それから、光ファイバについても、これもルールとしては確立しているところではないかと思っておりますが、新たな視点として、ベンダーロックインについてソリューション分野のことを述べていただいておりますけれども、政府システムについては、NTTグループに限らず、ICTのソリューションの持っているその限界というか、一旦一つのベンダーが担当してしまうと、なかなかロックインという現象は、NTTに限らず起こってしまう。これは海外の政府システムでも同様の状態にあると考えております。それについて、NTTグループに特にフォーカスする理由があれば、御説明いただければと思います。私からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。岡田先生も御質問があるようですので、岡田構成員の御質問も受けて、杉原様にお願いできればと思います。それでは岡田先生、お願いします。

【岡田構成員】 御説明をありがとうございました。NTT問題ということで通商問題の文脈で問題提起をしていただいたと理解いたしました。

この問題、調達等の問題等、既に大谷構成員からも御質問があった点が重複しますので、省きますけれども、それ以外の観点で言いますと、競争政策的な観点と言いますか、日本国内における公正競争の確保という観点から見た場合に、20年前ないし10年前の時点で、いろ

いろ日米合意等が取り交わされたことは記憶しているところではありますが、この間、通信市場を取り巻く環境は激変していると思います。

それはアメリカ国内市場を見ても明らかで、この間アメリカ国内の通信市場は、例えば96年通信法以来、激変しているといえる。そういう中で、どのように公正競争を確保していくか、どのように競争政策上の観点から公正競争を確保していくかが政策課題として大きなポイントになると思います。

そういう点で、そのNTTの再編という問題を位置づけて見ていく必要がある、これは日本だけの問題ではないのではないかと、こういう印象を持ちました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。よろしければ、関口先生も手が挙がっていますので、関口先生、お願いしてもよろしいですか。

【関口構成員】 神奈川大学の関口でございます。プレゼンテーション、どうもありがとうございました。

御主張の内容については、一通り理解したつもりですが、岡田構成員、大谷構成員からも御発言がありましたように、1985年の民営化以降、NTTに対しては様々な政府の規制をかけて、公正競争の促進を図ってきたと認識しておりまして、今回のNTTドコモの再編についても、この会議をはじめとして、幾つかのところで検討している最中ですので、総務省としては、十分に役目を果たしているのではないかと考えます。

NTTの共同調達についても、昨年の3月から8月までの間に、NTTグループにおける共同調達に関する検討会で、この中にも、3名、4名かな、メンバーがダブっておりまして、相田先生が座長になって検討を重ねました。その中の資料で、NTTグループとしての調達の推移も資料として提示されていて、1994年度と2017年度の比較の表ですけれども、大幅にNTTグループ全体の調達も、21世紀に入って減少しており、特にNTT持株、NTT東西の比率というのは、全体の76%から17%まで減少するという形で、かつて電電ファミリーと言われたような、公社と電気屋さんとが一体となった事業運営ということはもはや全くと言っていいほどないんだと。

これは5Gの世界シェアで、日本がどの程度の役割を担っているかを見ても、残念ながら、寂しい限りというところですので、調達等についての御懸念については、総務省としても様々な研究会等を開催して、十分にやっているのではないかと気がいたしますし、それから、光ファイバ網の開放についても、大谷構成員からもコメントがございましたように、十分な開放義務は課しているつもりです。PSTNでは、TELRIC、トータル・エレメ

ント・ロングラン・インクリメンタル・コストの調査のためにアメリカに調査団を派遣し、その成果を反映しつつ、日本版LRIC、長期増分費用方式を適用して、アンバンドルも同時に実現しました。光ファイバについても、アンバンドル義務を課しているわけで、その点からも開放性というのは十分担保されていると私は認識しております。私からのコメントは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。以上3名の構成員の方から、御質問、御意見あったんですけども、杉原様、ACCJ様で、もし御回答できるようであれば、いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【ACCJ】 では、今の御質問について回答させていただきたいと思います。

まず、大谷先生の御質問、調達とベンダーロックインのことですけれども、調達で今、大きな問題があるかと申し上げますと、今のところ大きな問題というのは聞いてはいませんが、まず一つは予防的に、こういうふうにお話をさせていただいているというのがあります。というのは、あまりにも今回、その調達が一本化されるということが、いろいろ知らされることなく行われたという驚きを持ったところが一つの原因であるということ。

それからもう一つは、先ほど関口構成員からもお話があった、いわゆる旧電電ファミリー、どこの会社かというのは言いにくいですが、のサプライヤーの会社に対してNTTが10%ほどの資本投入をしたというようなニュースも流れている中で、げすの勘ぐりかもしれませんが、また、その旧グループが復活するのかなというような懸念を抱かざるを得ないようなニュースも流れてきている中で、調達が今後、透明で、かつグローバルな規律に沿ってなされることが、ここでも、もう一度、くぎを刺しておかなきゃいけないというようなことから、指摘をさせていただいたということございまして、その分、よろしく願いをしたいということです。

特に、これは調達の分野ですけれども、先ほど私がコメントさせていただいたイオンと読むのか、イオンと読むのが分かりませんが、新しいテクノロジーと、あえて申し上げますけれども、これは日本でしかできないものだというようなコメントもいろいろいただいで、それはそれで結構な話ですけれども、こういう通信分野については、国際標準、そして相互接続性というのは、この日米の合意でもなされている中で、どのように日米でパートナーシップを持って、そういう新しいテクノロジー、また、そのテクノロジーに対する調達構造を作っていくのかというのは大きな問題でありますし、これは協力課題でもあると思いますので、問題だけではなく協力課題ということも含めて、調達について、い

ろいここで問題を提起したいと思っております。

2つ目、ベンダーロックインの問題ですけれども、これはソリューションだけでなく、もちろん先ほどのハードウェアもベンダーロックインの対象になります。旧国営企業であるNTT、だから仕方がないというお話もあるかもしれませんが、いや、そうではないと思っています。

例えばですけれども、通関のシステム、これもNTTの、ずっと何十年もロックインされたシステムですけれども、私たちのトランスポーターション委員会の中からも、世界中において、あるいは先進国において通関システムでお金を取られている政府は、日本政府ぐらいしか考えられないと言われており、それはNTTデータの維持管理料であると。また、金融の委員会からは、これは政府ではございませんが、全銀協のシステムがNTTデータによって運営されていて、昨今のフィンテックで新しい事業を参入しようとしても、1トランザクションあたり500円の使用料がかかると。これは新しいサービスやテクノロジーを阻害しかねないというような指摘がなされている中で、大きな1グループとして、NTTデータを抱えているNTTグループが1つになるということには大きな懸念がございます。

今、私たちも調査しているところではありますけれども、政府のシステムの中で、応札しているのがNTTデータ1社というのが非常に多くあると。旧国営企業であるので仕方がないと言えばそうかもしれませんが、他国を見てもこれは極めてまれな現象であるというふうに理解をしております。

旧国営企業という括りで行いますと、中国の鉄鋼所みたいなところも同じような括りであり、その括りで、世界中では語られるということ、ここでもう一度、注意喚起をしたいと思っております。

次に、岡田先生からの御指摘の20年間、激変して、再統合していると。まさにそれはそのとおりでございます、これは、日本もアメリカも一緒に、なので20年前の議論をそのまま持ってくるのは正しくない。それもそうかもしれませんが、今また、その再統合の中で、今後の競争環境を阻害しかねないような状況が出てくれば、過去から見習うべきところも多いのかと思っております。特に、俗にですけれども、5Gが不動産業と言われているように。

回線が、このスカイプはいつも落ちるんで、落ちてしまったということですので、岡田先生に対するコメントからということですので、申し上げさせていただきます。

まさに岡田先生がお示しされた、20年前と今では議論が違うんじゃないかというお話で



すけれども、もちろんそれはそのとおりだと思います。ではありながら、ですけれども、この歴史の中で、学ぶべきところも多いと理解をしております、再統合、あるいはいろんな意味での新しいこの流れを否定するのではなくて、過去のレッスンに基づきながら、新しい競争環境をどのように構築していくのかというのが重要であり、これはまさに日米が協力して、そういう環境をつくっていけるアイテムではないかと理解をしております。

そんな中で、俗にですけれども、5Gが不動産と言われるぐらい、アンテナの数であるとか、それを結ぶ光ファイバの網に対して大きく依存している中で、どのような競争環境を保てるのかということは重要であり、かつイノベーションをその中でどのように起こしていくのかということも重要な要素でありますので、激変しているこの中で、新しい競争環境をつくることは大いに賛成をしておりますので、お答えとさせていただきたいと思います。

次に、関口先生のコメントでございますけれども、今回のドコモの再編、総務省はいろいろな委員会において、いろんな役割を果たしているという御指摘をいただきましたけれども、私たちがそうではないかと思っております。そんな中で、このような機会を頂戴しているということは非常にありがたいと思いますし、先ほどからいろいろコメントをさせていただきましたとおり、いろいろなところで、今回のこの再編について、きちんと公正競争並びにイノベーションが守られるような形にさせていただきたいと思っておりますので、ある種、予防的にお話をしております。

今後、先ほど申し上げましたとおり、なし崩し的にほかの子会社、NTTコミュニケーションズ、コムウェアという例を挙げましたけれども、こういう、ちまたでうわさされているようなことだけではなく、いろいろな、こういう再編がなし崩し的に行われるのではなく、一つ一つ厳しい先生方の目をもって、見ていただき、駄目なものは駄目だという形にさせていただきたいと思っております。

これも、ちまたで言われていることですが、携帯電話の価格を下げるために、ドコモの再編を認めるなんていうことにはないとは理解しておりますけれども、マスコミ等々で言われていることもあるので、そういうところもきちんと、総務省に役割を果たしていただきたいと思っております。

もう一つ、電電公社のグループの再編があり得ないということではございましたが、これは先ほど大谷先生のところでコメントさせていただきました、いわゆる昔の御三家と言われるサプライヤーに、NTTホールディングスから、10%何がしかの資本が入ったというようなこともありますので、そうであることを希望しているわけではなく、そういうことはな

いほうに進んでいただきたいんですけども、事象が何となくその予兆を感じるわけですので、ここについても厳しい目で調達を見ていただきたいと思ひますし、これも大谷先生のところで述べさせていただきましたけれども、I OWNについてもかなり厳しい目で、皆さんに見ていただき、公正な調達が行われるようお願いしたいと思ひます。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。若干、時間が押しちゃってはいるんですけども、もし、ほかの構成員の方で御質問なりございましたら、この機会ですので、いただければと思ひますが、どうでしょうか。大丈夫そうですか。ありがとうございます。

もし総務省から何かコメントなりありましたら、いただければと思ひますけれども、その辺りはいかがですか。

【大村事業政策課長】 総務省の大村です。杉原様、どうもありがとうございました。いろいろと総務省に対する御注文などをいただいたと思ひています。あるいは認識の御確認をいただいたと思ひています。幾つかいただいていますので、全て網羅的にということではないですが、簡単に説明させていただきたいと思ひます。

まず、過去の経緯について、きちんと把握し伝承しているのかということですが、これは、もちろん今回の検討会議でも、過去の再編の経緯など、初回に御説明させていただき、そういうものも踏まえて御検討いただいているところでして、これはお分かりの上でおっしゃっているのだと思ひますけれども、きちんと踏まえているつもりであります。

また、先ほど来の構成員の方々からの御発言にもありましたように、総務省だけでなく、非常に、過去の経緯も通用していらっしゃる有識者の方に御参加いただいていますので、そういう有識者の方々にも入っていただいて御議論をいただいているということで、きちんと踏まえた議論をさせていただいているつもりでございます。

また、総務省がきちんとモニターしていくのか、また株主としての影響力をどういうふうに行使するのか等々のお話ですが、これも、お分かりの上でおっしゃっていることと思ひますけれども、過去、NTTの再編の際に、国がNTTの株式を保有しているけれども、基本的にこの株主権の行使によって指導・監督するということを、積極的に行うことは予定しているものではないということを政府側が国会で答弁等させていただいているところであります。現に、その後の公正競争の確保のための政策というのは、累次の電気通信事業法の改正などの制度的整備でありますとか、また、市場検証会議でモニタリングしていく、検証していく等々、行っているところでございますので、そういう観点で、ちゃんとモニターしているのかということと言いますと、十分かどうかという御議論はあろうかと思

いますけれども、スキームとしては、きちんと行ってきているつもりでございます。

あと、共同調達の件は、これは関口先生から御説明いただいたとおりですけれども、いきなり出てきたものということでは実はなくて、一昨年の12月に、情報通信審議会の答申で、共同調達について、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待できることなどから、例外的に公正競争を阻害しない範囲に限って認めることが適当ということなどを答申でいただきまして、その後、例外的に認めるに当たって必要な措置などについて、有識者会議を開催していただきまして、しかもその後、意見募集、パブリックコメントも経た上で、昨年8月に指針を策定し、それに沿ってNTTで実施している。また、その結果については、NTTから報告を受けて、先ほどの市場検証会議で検証することとしているところでございますので、一定の検討を経た上で、例外的に許容しているものであり、また、きちんとモニターもしていくということを考えているところであります。

あと、光ファイバの件については、接続ルール等、これも大谷先生、関口先生から御説明いただいたとおり、ルールを整備しておりますし、また、今後の在り方については、杉原様から御言及がありましたように、別の場で検討しているところですので、そちらでしっかりと検討していただきたいと思っております。抜けている点があるかもしれないですけども、以上でございます。

**【大橋主査】** ありがとうございます。今回、ACCJ様からいただいた公正競争確保の観点というのは、まさにこの検討会議のタイトルそのものでありまして、我々としては、しっかりその辺りを議論して、一定の結論を得たいということで、大変今回のヒアリングは参考になりました。本日はお忙しいところ、杉原様にはお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

**【ACCJ】** どうもありがとうございました。私は、文句を言うという意味ではなくて、ずっと、総務省の方々は御承知だと思いますが、10年間、日米のインターネット経済協議と一緒にやってきている仲でございまして、今、日米はこういう情報通信分野について、本当に共同で力を合わせて、新しい問題に取り組んでいかないといけないところでございますので、その観点からも、ぜひとも、ここの部分の公正競争に対しての皆様方の御努力をお願いしたいということが趣旨でございますので、よろしくお願い申し上げます。

**【大橋主査】** ありがとうございます。それでは、ヒアリングはこれまでとさせていただきます。杉原様、あるいは在日米国商工会議所の皆様、お忙しいところ、お時間ありがとうございます。

【ACCJ】 どうもありがとうございました。

【大橋主査】 それでは、この場で、杉原様ほかは御退出をお願いできればと思います。

【ACCJ】 はい、失礼いたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、次の議題に進めさせていただきたいと思います。これまで、本検討会議における議論を踏まえて、事務局において論点整理の案をまとめていただきましたので、まず、事務局から論点整理の案について御説明いただき、その後、構成員の皆様方の間で御議論いただければと考えております。それでは、事務局より、資料4-2に基づいて、御説明をお願いいたします。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。資料4-2に基づきまして、御説明を差し上げます。

まず、2ページ目をお開きください。本資料の構成についてということですが、大きく3つのパートに分かれております。Iとしまして、移動体分離の後の環境の変化について、IIとしまして、NTTドコモの完全子会社化等に伴う課題、それからIII、各論に対する検討の方向性というパートに分かれております。

まず、1番目の移動体分離の後の環境の変化についてでございます。4ページ目でございます。移動体分離の後の環境の変化としてどのようなことがあるか、といたしまして、まず、累次の電気通信事業法改正等により制度整備が図られてきております。そして、競争状況の変化ですが、4点書いてございまして、1つ目は、1992年の移動体分離以降、移動系通信の利用者の増加など、電気通信市場を取り巻く環境は大きく変化しているのではないかと。2ポツ目ですが、移動系通信市場においては、事業者間の競争が進展しているのではないかと。3ポツ目、一方、固定系の通信市場においては、今もなおNTT東西の影響力が大きいのではないかと。それから4点目、各社間でのグループ単位での競争は進展しているのではないかと。

こうした移動体分離の後、大きく市場環境が変化しているということから、競争事業者から提起されております公正競争上の具体的な課題を整理した上で、検討を行っていくのが適当ではないかとしております。

続けて、IIのNTTドコモの完全子会社化等に伴う課題でございます。こちらで競争事業者から提起されている課題を整理させていただいております。

6ページ目をお開きください。NTTドコモの完全子会社化等に伴う公正競争上の課題

としまして、①から④まで分類しております。①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題、②NTTドコモとNTTコムの関係に係る課題、③その他公正競争確保に係る課題、④将来的なネットワークの統合等に伴う課題。

「①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題」としまして、(a)と(b)、2点書いてございます。(a)としまして、NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念、それから、7ページ目でございますけれども、(b)NTT東西による情報の目的外利用の懸念。

それから、「②NTTドコモとNTTコム関係に係る課題」として、こちらも、2つに分類をしております。(a)としまして、法人営業の一体化に伴う課題、それから、(b)ネットワークの一体化に伴う課題としております。

8ページ目でございます。「③その他公正競争確保に係る課題」としまして、(a)から(e)までの5つに分類をしております。1つ目、(a)としまして、競争事業者の排除の懸念、(b)研究開発に係る課題、(c)市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題、それから9ページ目、(d)間接取引による現行規制の潜脱の懸念、(e)NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題。最後に、「④将来的なネットワークの統合等に伴う課題」が考えられるのではないかとしております。

最後、9ページ目の6ポツ目、一番下ですけれども、こうした課題について、まず既存ルール等の状況ですとか、論点を整理した上で、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から、必要な方策等について検討を行っていくのが適当ではないかと考えております。

10ページ目以降、今整理しました各論に対する検討の方向性というのを記載してございます。

11ページ目でございます。①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題のうち、(a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念でございます。既存ルール等の状況としまして、1ポツ目でございますけれども、NTT東西は、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならず、また、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関し、その特定関係事業者よりも他の事業者を不利に扱ってはならないとされております。こうした規律がございまして、その遵守状況については、市場検証会議等において、毎年度、検証を実施しております。

それから論点、3つ書いてございます。1点目ですけれども、競争事業者から提起されている課題につきましては、基本的に、既存ルール等により対応が行われてきていると考えられるのではないかと。2ポツ目、ただし、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関し、

提起されているような懸念が発生するおそれがあるとして、事業法31条の特定関係事業者  
にNTTドコモが指定されておらず、その規律の対象となっていないのではないか。3点目  
としまして、検証については、幾つか課題があるのではないかとして、何点か挙げさせてい  
ただいております。

12ページ目、こうした点を踏まえた対応の方向性ですけれども、4点書いてございます。  
1点目、NTT東西に対する既存ルール等により、基本的に対応ができていると考えられる  
のではないかと。今後、具体的な問題がないかについての検証を強化し、問題が認められれば、  
それを踏まえ、見直しについて検討すべきではないかと。2点目、NTT東西によるNTTド  
コモの不当に優先的な取扱い等が行われることがないように、NTTドコモをNTT東西の  
特定関係事業者指定することについて、どう考えるか。3点目、4点目は、検証について  
でございます。市場検証会議等における検証に関しては、現在、十分ではない部分があれば、  
見直しをし、強化することが必要ではないかと。具体的に強化すべき点として、幾  
つか例を挙げさせていただきます。

13ページ目でございます。NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題のうち、(b)NT  
T東西による情報の目的外利用の懸念でございます。既存ルール等の状況としまして、NT  
T東西は、接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用してはならないこととされて  
おります。また、NTT東西は、特定関係事業者との間での役員の兼任を行わないこと、接  
続の業務に関して知り得た情報の適正な管理等のための体制を整備することが義務づけら  
れており、公正競争条件において、NTT東西とNTTドコモとの間での在籍出向は行わな  
いこととされております。こうした規律の遵守状況については、同じく市場検証会議等にお  
いて、毎年度検証を実施しております。

論点として、2点挙げております。1点目、先ほどと同様、提起されている課題について  
は、基本的に既存ルール等により対応が行われてきていると考えられるのではないかと。2点  
目、検証については、以下のような課題があるのではないかと。

14ページ目でございます。これらを踏まえた対応の方向性でございますけれども、1点目、  
NTT東西に対する既存ルール等により、基本的に対応ができていると考えられるのでは  
ないかと。具体的な問題があれば、それを踏まえ、見直しについて検討すべきではないかと。そ  
して、(1)、(2)と2点書いてございますけれども、公正競争条件により行わないことと  
されている在籍出向について、新たに禁止の根拠を法律に定めることについてどう考える  
か。2点目、既に法律により禁止する制度が存在している役員兼任の禁止について、新たに

NTTドコモを特定関係事業者に指定することにより、その対象とすることについてどう考えるか。それから、2ポツ目、3ポツ目につきましては、検証についてですけれども、市場検証会議等における検証に関しては、十分ではない点については見直し、強化することが必要ではないか。具体的に強化すべき点として、例示を2点書いてございます。

続きまして、15ページ目でございます。②NTTドコモとNTTコムに関係に係る課題のうち、(a)法人営業の一体化に伴う課題でございます。既存ルール等の状況としまして、1点目ですけれども、NTTドコモは、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い等をしてはならないとされており、先ほども申し上げたとおり、NTT東西も、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならないとされ、その特定関係事業者との役員兼任等が禁止されております。こうした規律の遵守状況については、同じく市場検証会議等において毎年度、検証を実施しております。

論点としまして3点挙げております。1点目、提起されている課題については、基本的に既存ルール等により対応が行われてきていると考えられるのではないかと。2点目、法人向けの市場について、その範囲は必ずしも明らかではないが、現状を把握できている分野のシェアを見る限り、NTTドコモ及びNTTコムが圧倒的に高いシェアを有するものではないかと。また、NTT東西との関係についてどう考えるか。それから3点目、検証については課題があるのではないかと。

16ページ目でございます。これらを踏まえた対応の方向性ですけれども、1ポツ目、既存ルール等により、基本的に対応ができていると考えられるのではないかと。今後、具体的な問題がないかについての検証を強化し、問題があれば、それを踏まえ、見直しについて検討すべきではないかと。2点目、NTT東西の特定関係事業者としてのNTTコムの指定を引き続き維持すべきではないかと。3点目、市場検証会議等における検証に関しては、現在十分とは言えない部分があれば、見直し、強化することが必要ではないかと。4点目、具体的に強化すべき点を書いてございます。

17ページ目でございます。NTTドコモとNTTコムに関係に係る課題のうち、ネットワークの一体化に伴う課題でございます。既存ルール等の状況でございますけれども、4点書いてございます。1点目、NTT東西とNTTコム、NTT東西とNTTドコモは、累次の公正競争条件を通じて、それぞれ独立したネットワークを構築することとされてきております。

2点目、前述のとおり、NTT東西は、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取

扱いや不利な取扱い等をしてはならないとされ、その特定関係事業者との役員兼任等が禁止されております。3点目、これも前述のとおり、NTTドコモは、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い等をしてはならないとされております。こうした規律の遵守状況については、同じく市場検証会議等において、毎年度検証を実施しております。

論点としまして、4点書いてございます。1点目、NTTドコモへのNTTコム設備の移管による一体化を含め、NTTドコモへのNTTコムのネットワークの一体化は、現行法令上は明確な制約がないと考えられるのではないかと。2点目、ただし、NTT東西の特定関係事業者として指定されていないNTTドコモへNTTコムのネットワークが移管されると、ネットワークにおけるNTT東西との近さにも着目してNTTコムを指定している特定関係事業者制度について、NTTドコモはその規律の対象とならないのではないかと。

3点目、NTTドコモへの一体化により、従来のNTTコムとの間の取引は、NTTドコモ社内の取引になるため、現行のNTTドコモに対する禁止行為規制の対象から外れることになるのではないかと。4点目、なお書きですけれども、NTTドコモが保有する中継系伝送路設備は、移動電気通信役務の提供のために用いられるのであれば、二種指定設備となる。

これらを踏まえた対応の方向性ですけれども、18ページ目でございます。5点書いてございます。1点目、NTTコムのネットワークのNTTドコモへの移管による一体化について、公正競争上どのように考えるべきかと。

2点目、これまでの経緯を踏まえ、NTTコムとNTTドコモのネットワークが一体化される場合であっても、引き続き、NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきではないかと。一方で、将来的には、ネットワークの在り方が変化していくことも想定されており、そのような変化に対応した規制の在り方等についても、検討していく必要があるのではないかと。

3点目、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として指定することについて、どう考えるかと。4点目、禁止行為規制の対象から外れるという懸念に関して、具体的な課題の有無を見極めた上で、必要に応じ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の在り方について、検討を行うことが必要ではないかと。5点目、市場検証会議等において、競争上の問題が新たに生じていないか、状況を継続的に注視していくことが必要ではないかと、としております。

続けて19ページ目でございます。③その他公正競争確保に係る課題のうち、(a)競争事業者の排除の懸念でございます。既存ルール等の状況としまして、4点書いてございます。



同じく、NTT東西は、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならず、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関し、その特定関係事業者よりも他の事業者を不利に扱ってはならないとされており。2点目、これも同じく、NTTドコモは、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いをしてはならないとされており。こうした規律の遵守状況については、市場検証会議等において、毎年度検証を実施しております。

論点ですけれども、3点書いてございます。1点目、基本的に既存ルール等により対応が行われてきていると考えられるのではないかと。2点目、提起されているような懸念については、いずれも従来から発生し得たものと考えられるが、既存ルール等の下で、これまで具体的な問題となったことがあるか。NTTドコモの完全子会社化等に伴って、新たに具体的な問題が発生するおそれはあるか。3点目、既存ルール等に関する検証については、課題があるのではないかと。

これらを踏まえた対応の方向性ですけれども、20ページ目でございます。4点書いてございます。1点目、既存ルール等により、基本的に対応ができていると考えられるのではないかと。具体的な問題がないかについての検証を強化し、問題が認められれば、それを踏まえ、見直しについて検討すべきではないかと。2点目、提起されているような懸念を含め、競争事業者の排除に係る具体的な問題が発生するおそれがないかについては、市場検証会議等において、継続的に注視していくことが適当ではないかと。3点目、市場検証会議等における検証に関しては、現在、十分ではない点があれば、見直し、強化することが必要ではないかと。4点目として、具体的に強化すべき点を記載してございます。

21ページ目でございます。③の(b)研究開発に係る課題でございます。既存ルール等の状況としまして、3点ございます。1点目、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務がNTT持株には存在する。2点目、移動体分離時の公正有効競争条件により、研究開発成果の利用条件については、同等性が確保されております。3点目、NTT持株における基礎研究に係る研究開発費について、各社拠出額は総務省において把握をしております。

論点としまして、3点ございます。ネットワーク設備の汎用化等が進む中で、研究開発面での連携により、仕様がNTT個社に特化したものとなっていくおそれがあり得るのか。2点目、NTTドコモなどで行う応用研究が、実質的にNTT持株で行われ、仕様がNTT個社に特化したものとなっていくおそれはないか。3点目、NTT持株における基礎研究に係

る研究開発費の各社拠出について、その算出根拠の適正性の確認が必要ではないか。

これらを踏まえた対応の方向性ですけれども、1点目、NTT持株の基礎研究の成果は、引き続き、競争事業者に対して公平な条件で開示すべきではないか。2点目、NTT持株における基礎研究とNTTドコモ等の行う応用研究とが具体的にどのように分けられており、それに応じて、基礎研究に係る各社の拠出額がどのようになっているのか等について、市場検証会議等において、継続して注視していくことが必要ではないか。3点目、また、NTT仕様で統一される懸念についても、市場検証会議等において、継続して注視していくことが必要ではないか、としております。

続けて22ページ目でございます。③の(c)市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題でございます。既存ルール等の状況ですけれども、1点目、禁止行為規制の対象となる市場支配的な二種指定事業者としては、現在NTTドコモのみが指定されております。2ポツ目に、禁止行為規制の規律の内容を書いております。

論点ですけれども、4点ございます。1点目、禁止される不当な優遇に当たるかどうかについては、ガイドラインでは一部整理されているものの、最終的には、個別の状況に応じて判断することが必要ではないか。2点目、移動通信市場において、競争の進展により3者の競争力が拮抗してきているとの指摘がある一方で、依然としてNTTドコモの収益シェアは高く、規制を強化すべきとの指摘もある。3点目、MVNOからは、3者とMVNOとの間での競争上の課題が大きくなってきており、3者とも禁止行為規制の対象とすべきとの指摘がある。4点目、前記のとおり、禁止行為規制で規律された業務をグループ内事業者ではなく二種指定事業者自身が行うことにより、規制の対象外となるという課題が指摘されている。

これらを踏まえた対応の方向性として、2点書いてございます。1点目、不当な優遇に当たるおそれがある行為が行われていないかどうか、市場検証会議等で個別事案に対応して確認をしていくことについてどう考えるか。2点目、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方についてどう考えるか。

23ページ目でございます。③の(d)間接取引による現行規制の潜脱の懸念でございます。

既存ルール等の状況でございますけれども、禁止行為規制における不当な優遇は、禁止行為規制対象事業者から見て、直接の取引相手との間の取引を対象としております。

論点としましては、禁止行為規制の対象となっていない事業者を介した間接取引により、禁止行為規制等の現行規律が潜脱されるおそれがあるという懸念が指摘されている。

これらを踏まえた対応の方向性ですけれども、そのような問題、間接取引による問題が実際に発生していないかどうかについては、市場検証会議等における検証の中で継続的に注視していくことが適当ではないか。2 ポツ目として、仮にそのような実態が出てきた場合には、必要に応じ、実態に即した対応策について検討することが求められるのではないか。

24 ページ目ですけれども、③の(e) NTT ドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題でございます。既存ルール等の状況としまして、2 点書いてございます。1 点目、事業法では、その施行に必要な情報について、事業者公表等を求めています。2 点目、市場検証会議においては、そうした事業法に基づき報告を受けた情報のほか、公表情報や、任意に事業者から報告を受けた情報、アンケート回答等を用いて検証を行っております。

論点につきまして、2 点書いてございます。事業法の施行に必要な情報については、基本的に、既に事業法で対応が行われております。一方で、市場検証会議における検証に、上場廃止に伴い公開されなくなると想定される情報を用いている部分も存在します。

これらを踏まえた対応の方向性ですけれども、1 点目、NTT ドコモの上場廃止に伴い、公開されなくなる情報については、NTT ドコモから引き続き提供されるようにすることが必要ではないか。2 点目、なお、現在の市場検証会議における検証においても、必要な情報が得られていない場合もあることから、検証を強化していくために、関係事業者の協力を得て、より精緻な検証を行うことができるようにしていく必要があるのではないか。

最後、25 ページ目、④将来的なネットワークの統合等に伴う課題でございます。将来的に想定されるネットワークの変化として、ここでは2 点書いております。1 点目、固定と移動とのネットワークのさらなる融合が想定されるのではないか。2 点目、設備と機能の担い手の分離の進展が想定されるのではないか。また、これら以外に、どのようなことが想定されるか。

将来的な課題等として、2 ポツ目ですけれども、将来的に想定されるネットワークの変化に対応するに当たっての課題や留意点として、(1) から (5) まで5 点書いております。(1) 機能の提供の在り方、機能と切り離れた設備の提供の在り方などについて、検討する必要があるのではないか。(2) 機能に着目した市場支配力についても検討する必要があるのではないか。(3) 設備を持たずに機能のみを提供する主体が登場する可能性があるのであれば、そうした主体の市場支配力に対応したルールについても検討する必要があるのではないか。(4) 次世代のネットワーク構築に当たり、その設計上、必要なアンバンドル等が不可能となったり、アンバンドルされるまで時間がかかるようなことがないよう、あらかじめ議論し

ていく必要があるのではないか。(5) 複数の市場にまたがる共同的な市場支配力の在り方についての検討が必要になるのではないか。それから、今申し上げたようなこと以外にどのようなことが想定されるか、としております。

26ページ目、27ページ目には、本検討会議における今般の検討の位置づけについて、記載してございますので、御確認いただければと思います。

それから、参考資料でございますけれども、参考資料5点、本日御用意してございます。参考資料1は、本論点資料の参考資料集でございます。参考資料2は、競争事業者からヒアリングでいただいた主な意見をまとめたものでございます。それから、参考資料3から参考資料5でございますけれども、前回、第3回の本検討会議においてヒアリングを行った際、そのヒアリングを受けまして、NTT様、KDDI様、ケーブルテレビ連盟様から御提出いただいた資料でございます。こういった参考資料も御覧いただきつつ、御議論いただければと思います。事務局からは以上でございます。

**【大橋主査】** ありがとうございます。かなり内容がデンスなものとなっておりますので、全体の構成を区切って、議論させていただきたいと思います。

2ページ目を御覧いただくと、今、3つの章に分けて御説明いただきましたので、まず、これを2つに分けさせていただいて、第1章の移動体分離後の環境の変化の章と、あと2章目のNTTドコモの完全子会社化等に伴う課題という、この2つについて、まず議題として取り上げて、皆様方の御意見をいただければと思います。課題として漏れがあるかとか、あるいは課題の捉え方について、もし御意見、あるいはアイデア等ありましたら、いただければと思います。これもまたチャット欄でお知らせいただければ、指名をさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、早速ですけれども、相田先生、お願いできますか。

**【相田主査代理】** 今回のNTTドコモの完全子会社化に直接関係しているかどうかということは議論があると思うんですけれども、NTT東西がローカル5Gをやることについて、ケーブルテレビ連盟さんなどから、かなり具体的な御指摘をいただいておりますので、何らかの形でそれについて触れたほうがいいんじゃないかと思います。以上です。

**【大橋主査】** ありがとうございます。ある程度、御意見、御質問まとめたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。なさそうですか。

それでは、おおむね課題として今、相田先生から御指摘いただいた点、どうやって入れ込めるかということを検討させていただきたいと思いますので、次の各論に移りたいと思

ます。もしまた、課題に戻って議論していただいても一向に構いませんが、各論について、議論させていただきたいと思います。

この各論も全部で4節で構成されていまして、それぞれ評価が若干異なることもありますので、交通整理する意味で、まずこの①のNTTドコモとNTT東西の関係に係る課題というところで、まず一つ焦点当てて、御議論させていただければと思います。この課題に関して論点の提起、あるいは対応の方向性についていただいているわけですが、ここの辺りについて、もし構成員の方々に、御意見あるいはコメント等ありましたら、ぜひいただければと思います。それでは、石田構成員、お願いしてもよろしいですか。

**【石田構成員】** 前回の会議で、コロケーションについて質問をさせていただきまして、NTTさんから資料をいただきました。それにつきまして、現在の空きスペースについてということでの御回答をいただきまして、ありがとうございます。空きスペースがAからDにランクされていて、空きなしDの場合の割合は非常に低いということと、それと、Dで空きがないという場合は、接続可能な近隣ビルも紹介していると。それらはまた、情報開示していると、全て情報開示しているということでしたので、あとは競争事業者さんが懸念されている、NTTドコモさんに対し、優先的にスペースを確保するといったような優遇が行われないかという問題を検証していただきたいということだということが分かりました。ありがとうございました。

**【大橋主査】** ありがとうございます。多分先ほどの点というのは、対応の方向性にも、しっかり今後もやっていくということが書かれているんだと思います。

それでは高口構成員、お願いできますか。

**【高口構成員】** はい、よろしくお願いたします。①のところの、まず、(a)のNTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念というところに関してですけれども、これまでヒアリング等を伺っていまして、わりかし定量的な評価というのをしっかりやっていくべきじゃないかというような意見は出ているところで、それは私もそういうことがもっと必要かと思っています。これまでも電気通信市場検証会議では、様々な観点から検証しているわけですが、その一部については、例えばそのNTTグループに遵守状況を確認するといったような形での検証になっていまして、ある意味そこは定性的にしか検証できていないというところがあります。

一方で今回のこの検討会議においては、例えば接続のリードタイムの状況ですとか、あるいは設備増強等に関して、本当にそれが優先的に取り扱われていないのかどうか、NTTド

コモが、というところをしっかりと見てほしいというところで、そういった細かいデータを見るべきだということで、ここは私は賛成しております。

ただ一方で、契約書の内容を全部出してということになると、これは事務局資料にもありますとおり、様々な意味でのかなりのコストになってくると思いますので、もう少しポイントは絞りつつも、本当に必要な、検証のためのデータというのは何かというのを洗い出した上で、そのデータについては、今後、検証会議等の場において、定量的に評価していくと。リードタイプの期間ですとか、そういったところを見ていく必要があるかと思います。

これもそのコストを考えますと、毎年毎年、検証会議でやると、ある意味では、膨大なことになるかもしれませんので、例えば、かつての検証会議の前身の競争評価のときは、戦略的評価と定点的評価とに分けていまして、この戦略的評価で、その年のトピックを扱っていましたので、そういった形で、この年は特にこの部分を定量的に評価して、また次の年は違う部分を検証するといった形で、少し効率的に、しかし定量的に評価をしていく必要があるのかと思っております。これが1点目です。

もう1点ですけれども、これまでの検討会議の議論の中で、第三者機関を、NTT東西の中に置くといえますか、第三者機関によって、目的外利用みたいなことをチェックすべきだという意見も出ていたかと思えます。これにつきまして、確かにその公的な機関での検証というのは大事かもしれませんが、個人的には第三者機関というのは確かにイギリスといった一部の例はありますけれども、かなりそれも、ある意味でのコストがかかりすぎるのかと思っております。せっかく今、市場検証会議という場がありますので、この会議の、ある意味機能を強化して、第三者機関に準ずるような機能が果たせる形にしていければいいかと思っております。

先ほどの定量的だということに関しまして、今後いろいろなデータが扱われるということになってくるかと思ひまして、そういう意味では、例えば、より検証会議で検証がしやすいように、例えばその構成員は、関係事業者とNDAを結んで、その上でしっかり定量的に議論するとか、そういった形で検証の場を強化していくと、そういう必要もあるのかと思っております。この辺りは、競争事業者の方が、一応これまで、こんなデータで検証してくださいというような趣旨のことは言われていますけれども、具体的にどういうデータが出せるか出せないかというのは、NTT様含め、もう少し事業者の方々の意見は聞きたいところではありますが、そういう定量化、あるいは検証会議の強化といったところをやっていくといいのかというのが私からの発言になります。

【大橋主査】 ありがとうございます。検証会議で今後どういうことが必要かということの、かなり具体的な御提案をいただいたと認識をしています。

それでは、大谷構成員、お願いできますか。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。高口構成員の御意見と重複してしまう部分もあるかと思いますが、事務局で御用意いただいた資料の中で、このNTTドコモとNTT東西の関係については、情報管理ですとか、ファイアウォールのところが肝ではないかと思っております。これについて、実効性の高い検証の仕組みというのを構築するということは必要だと思いますし、それによって、競争事業者の皆様も納得感を高めるということが必要だと考えているところです。

ただ、対応の方向性のところに幾つかの選択肢を御用意いただいておりますけれども、在籍出向のところ、役員の兼任が防止されていれば、従業員の内籍出向については、公正競争条件により行わないとされているので、それで十分ではないかと思っております。また、かなり戦略性の高い情報を検討されていく役員の兼任の禁止というのを引き続き講じる必要がありますので、新たにNTTドコモを特定関係事業者に指定するというのは、これは必須ではないかと思っております。

そして、市場検証会議の検証の進め方ということですが、これは14ページ目のところに述べていただいておりますけれども、非公開情報も含めてNTTからヒアリングする場を市場検証会議の中に作っていくということですが、これはぜひお願いできればと思っております。第三者機関というアイデアも、その効果が確実に読めるのであれば、一つのアイデアだとは思いますが、たとえその第三者が入り込んだとしても、今の市場検証会議でなし得る以上の情報を取得するということは難しいだろうというのが正直な見解でございます。NTTに提出していただく非公開の情報というの、ちゃんとあらかじめ決めておいて、それに基づいて、ダイアログをしっかりと行うということですね。それができる仕組みを持つことが一層効果的ではないかと思っております。この点については、私から以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。続けて、関口構成員からもお願いできますか。

【関口構成員】 関口でございます。NTTドコモを優先的にNTT東西が取り扱うという懸念に対する対処として、私はこの整理でよろしいとは思いますが、ただ気になるのは、設備情報をどこまで、設備部門同士、固定と携帯ですね。固定と携帯の設備情報について、どこまで共有すべきかということに関して言うと、今後、新たな設備を打っていくときに、

一定の協議は事前に必要なわけですね。これは、NTT東西とNTTドコモの関係だけではないんですね。特に、現状でまだ解決に至っていないフレキシブルファイバのことを考えますと、今後5Gの設備投資を打っていくに際して、NTTがまだ投資を行っていないところについて、他事業者が、光ファイバ網の敷設を希望したときに、その打合せというのは必ず必要になるわけですね。

そのように考えると、もちろんNTTドコモだけを優先的に取り扱うということについては、一定の歯止めが必要ですが、携帯事業者と固定系事業者との設備情報の交換ということは、私は一定程度あるべし、あるべきだと思っています。設備の効率的な投資のためには、そのような情報交換を密にする必要があるんだと思うんですね。

そのように考えると、NTT東西にとってみると、フレキシブルファイバ等の投資の際に設備情報の交換が必要であることを前提とするならば、携帯事業者側の設備部門と営業部門とのファイアウォールのほうがむしろ大切であって、あまり固定事業者と携帯事業者の関係を絶ってしまう、設備情報の交換を遮断してしまうことについては、私は少し懸念があるということコメントしておきたいと思います。以上です。

**【大橋主査】** ありがとうございます。重要な御指摘で、情報の交換というものは、業界全体として、効率的な経済活動を妨げてはいけないという御指摘だったかと思っています。

以上、手が挙がっているのはここまでですけれども、もしほかにございましたら、いただければと思いますが、この時点で、もし事務局から何かありましたら、いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

**【田部井事業政策課課長補佐】** 事務局でございますけれども、特段ございません。

**【大橋主査】** では、いろいろ御意見ありがとうございます。しっかり踏まえていきたいと思いますので、残りの論点として、2ページ目を見ていただくと、今の3章の各論に対する検討の次、2番目で、NTTドコモとNTTコムに関係に係る課題がございますので、よろしければ、こちらに移らせていただいて、もし戻りたい場合はその旨も御発言いただければと思いますけれども、②に移りたいと思います。よろしければ、改めてまた御意見いただければと思いますけれども、NTTドコモとNTTコムに関係に係る課題ということで、構成員の皆様方、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは岡田構成員、お願いできますか。

**【岡田構成員】** ありがとうございます。1点ですが、法人営業の一体化に伴う課題、15ページでしょうか。論点と対応の方向性ということが示されているんですが、例えば論点



として、3点目に既存ルール等に関する検証については、以下のような課題があるのではないか、「市場検証会議では、市場分析において、法人向けネットワーク（WANサービス等）市場は対象となっているが、その他の法人向けサービスは対象でなく、実態把握が十分にできていないのではないか」と、こういう御指摘があるんですが、この法人営業について、どこまで情報提供が可能だろうかという疑問があります。法人向けは相対でもあるし、会計分離も非常に難しい。それから、今後いろいろ多様な新しいサービスが提供されてくる分野であろう、VPNとかクラウドとかセキュリティーとか、こういったところのサービスについて、詳細な情報をどこまで検証の課題にできるのかというのが一つ、知りたかったところです。

対応の方向性でも、実態把握を強化するべきではないかということですが、どういう情報の出し方があるのかということですね。仮に検証会議でこれを素材にするという場合に、非常に多様な契約、多様な取引関係、また取引対象自身の特殊性も非常に高い、こういう分野であろうと思いますので、この辺はもう少し慎重に検討していく必要があるかと感じました。以上です。

**【大橋主査】** ありがとうございます。ここも今後きちっと詳細を詰めていかなきゃいけない論点だと認識いたしました。

ほかの構成員の方、いかがでしょうか。ありがとうございます。ぜひお願いします。大谷構成員。

**【大谷構成員】** 日本総研の大谷でございます。今ちょうど岡田構成員からもお話のあった法人向けのサービスについて、現在も市場検証会議で、一部の法人向けサービスについて、分析していただいているところではありますが、私、企業人として、実際にNTTコムなどのサービスを非常に多用させていただいたりするわけなので、法人向けでは実績が十分におありでないかと思えます。ですので、今、市場検証会議で対象となっていない分野についても、例えばハードウェアの提供ですとか、そういったところについても、一定のマーケットに関連して、その中でのシェアというのも定点観測するというような仕組みを導入していくことには意義があるのではないかと考えております。

それによって、特にその支配的な地位があるとかないとかといったこともクリアになってくると思いますし、その法人営業の相対取引での契約条件というのは多岐にわたっているので、その一つ一つを検証するというのはなかなか難しいんだと思いますけれども、従来からある法人向けサービスのIoTとか、そういった分野についても、少しきめ細かく中を

分割して見ていくとか、あとはローカル5Gの話が出ていたと思いますけれども、ローカル5Gというのは、これは、NTTドコモそのものがやるということはMNOが直接乗り出すということではできないですけれども、NTTコムなども含めて、どういうふうになっているのか、それからその周辺市場がどうなっているのかということについて、この影響が出そうな部分というのを、競争事業者の方の御意見も聞きつつ、特定のマーケットについては、調査の対象としていくということも必要ではないかと思っております。いろいろ方法があるのではないかと思いますので。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。ぜひ引き続き御知見をいただければと思います。ありがとうございます。ほか皆様方、いかがでしょうか。

もしよろしければ、この②がNTTドコモとNTTコムですけれども、③にもその他公正競争確保に係る課題がありますので、そちらまでウィングを広げて、御指摘いただければと思います。ありがとうございます。それでは相田先生、お願いできますか。

【相田主査代理】 2点ほどあるんですけども、1点目は用語の問題で、21ページ目の一番下のほうに出てくるNTT仕様という言葉で、実はうっかりしていたんですけど、初出は8ページ目に出てくるんですが、NTT仕様による統一が行われること云々といっても、それが業界で標準的な仕様であれば別に問題ではないんで、NTT独自仕様というような言葉にさせていただいたほうが意味が明確になるんじゃないかと思っております。今日、ACCJさんも類似のことを言っておられたと思っております。

それから2点目は、24ページ目のところの、NTTドコモの上場廃止に伴い、公開されなくなる情報についてですけれども、対応の方向性の1のところでは、市場検証会議における検証に必要な情報のうち、というようなことで、かなり限定されていて、こうすると市場検証会議だけに構成員限り情報というような形でもって提供されるというような書きぶりになっているようですが、私は実際にこの点の情報がどのようなものがあるかということを確認しているわけではないですけれども、競争事業者さんの立場からすると、今まで普通に公開されていた情報がそれでは見られなくなってしまうということなので、その情報の種類によっては、ちゃんと市場検証会議を通じてなのか、NTTドコモさんから直接なのか、競争事業者さん向けに公表していただくということも場合によって必要になるんじゃないかと思いました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、岡田先生からもいただいておりますので、よろしく願いいたします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。私からは、21ページ目の研究開発に係る課題で一言コメントしたいんですが。まず、大枠として、NTT法3条に、研究開発推進、成果の普及に関する責務がNTTにはあるということがあります。これが、この検討会議でどこまで議論すべき問題かという話は置くとして、これは時代にマッチしているのかということですね。

NTTが基礎研究をやって、他の事業者はそれに乗っかることができますよと、こういうお話です。でも今、産学連携も含めて、基礎研究も含めた産学連携とか、産官学連携ということが強く言われている時代の中で、大学ですら、いろいろ特許を取ったりということも行っている時代に、果たしてこの規定がどこまでマッチしているのかという、こういう印象を持ちます。

基礎研究と応用研究というのを切り分けて、基礎については、オープンにして、応用研究においても、排除的な行為につながらないような経営をしていきなさいというお話になるわけですが、これについて、研究開発の資金調達に関わってくるんですが、果たしてどこまでそこに規律を、明確な規律を導入すべきなのかということが問題だと思うんですね。

実際の研究開発のコストというものは、資金調達の在り方によっていろいろ変わってくるわけで、それについては、あまりに強い縛りを課すことは、効率的な研究開発を実施していく上で大きな足かせになる危険はないだろうかと思います。

また、もっと言うと、その研究開発を担うべき主体として、NTTだけに今、注目しているわけですが、本来であればキャッシュフローの潤沢な、ほかのMNOも、積極的に研究開発に貢献していくべき役割を担っていくべきで、そのような研究開発競争をいかに促進していくべきかということも、公正競争上の観点として非常に重要なポイントではないかと感じます。超越的過ぎるコメントかもしれませんが、私からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。従前からNTT法の第3条が存在しているわけですが、今回の議論の中で、これが引き続きどういう位置づけになるのかということについて、岡田先生から問題提起いただいたと思います。ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。かなり論点が多岐にわたるんで、いろいろ、全てそしやくするのが大変かもしれません。事務局は答えられる体制になっているんですか。

【田部井事業政策課課長補佐】 大橋先生、事務局でございますけれども、関口先生から御発言の希望があるようです。

【大谷構成員】 関口先生からのコメントが入っているよう、発言希望が出ていらっしや

るようです。

【大橋主査】 ありがとうございます。関口先生、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。21ページ目、22ページ目、2点コメントを差し上げたいと思っています。

21ページ目は、岡田構成員の援護射撃でございます。昔々、接続の円滑化に関する特別部会の際に、接続に関する研究については、接続料に算入すると。ただし、その挙証責任はNTT側にあるということで、当時有名になった研究でゆりかもめの研究というのがあって、これのどこが接続に関係するんだというふうに叩かれて、NTTさんが引っ込めたという経緯がありまして。

その意味で、21ページ目のNTT3条というお題目は、これはこれとして普及に責務があるということは当然ですが、この研究はどこの資金をもってして研究が行われたかということに関して言うと、接続に関する研究成果に関しては、他事業者の負担ということになりますから、その意味でも、公開は極めて優先度が高いと考えています。あとはここの言っているとおりで構わないかということで、少しACCJさんからも、昔をちゃんと検討し直せということで、思い出話をいたしました。

22ページ目に関しては、この論点の特に3番のところ、私の発言を拾っていただいておりますが、ここのところ、MNOさんが、大臣の要請にお答えになるようにして、利用料金でも、かなり大胆なメニューをお出しになってきて、新たなMNO、MVNO間のフェーズも発生していておりますし、前にもお話し申し上げましたように、将来原価でNTTドコモの接続料が一番高くなってしまったということを申し上げましたが、今年の年明け1月19日に開催された接続料の算定等に関する研究会において、12月末に公表された19年度精算接続料が説明資料として出てまいりましたが、ここでもNTTドコモが最高値になってまいりました。

これの意味することの解析は、いろいろな見方があると思うんですけども、少なくとも、NTTドコモさんの接続料算定に用いられている需要の伸びが極めて少ないということで、形式的な判断基準としてのシェアとは別に、トラヒックが伸び悩んでいるということを見ると、ヘビーユーザーが少ないんだという状況が見て取れるわけですね。そしてその予測もそう伸びないと。

これは、ahamoですとか、povoといった3月から始まる新たなメニューによって、どの程度変わっていくかということも検討しなければいけないわけですが、少なくとも一

番接続料の高いところだけに規制をかけていくという考え方については、もう一度検討する余地がありますし、対MVNOとの関係から言っても、新たな局面で適用すべき事前規制として、一度しっかりと検討していただきたいということを申し上げたいと思います。私から以上です。

**【大橋主査】** どうもありがとうございます。過去の経緯も含めて、いつも勉強になって、ありがとうございます。石田構成員、お願いしてもいいですか。

**【石田構成員】** 質問があります。既存ルール等の状況の、1のNTT法第3条のところの下に書いてあります、NTT持株とNTTドコモが応用研究で連携することについて、法的な制約は存在しないと書かれているんですけども、現在、NTT持株とNTTドコモさんで、何か連携して研究していることがあるのか、またその結果、成果については、どのような扱いになっているのかというのは、どなたか、御説明いただけるでしょうか。

**【大橋主査】** ありがとうございます。事務局が答えられますか。

**【田部井事業政策課課長補佐】** 今の石田構成員からの御質問ですけれども、そういった件については、詳細な情報になるかと思しますので、NTT様にヒアリングするなどが考えられると思っております。

**【大橋主査】** 分かりました。NTTさんは、今日はお越しになっていない可能性があるのですが、そういうことで石田構成員の御質問は一応受け止めさせていただいて、また後日、何らかの形で御回答させていただくということで、石田さんはよろしいですか。

**【石田構成員】** はい、申し訳ございませんがお願いいたします。

**【大橋主査】** とんでもないです。ありがとうございます。

それでは、ほかに、もし構成員の方、ございましたら、取りあえず4番目の将来的なネットワーク統合等に伴う課題も含めて、コメント、御意見いただければと思いますので、これも含めて全体通じて、ぜひ併せていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。ありがとうございます。相田構成員、お願いできますか。

**【相田主査代理】** 25ページ目の、将来的課題等のところの(4)でしょうか。「その設計上、必要なアンバンドル等が不可能となったり、アンバンドルされるまで時間がかかるようなことがないよう」と書いていただいているんですけども、これは先ほどのNTT仕様、NTT独自仕様の辺りとも関係すると思うんですけども、アンバンドルされたとしても、NTT独自仕様であるがために、競争事業者さんが機器を調達し、何とかしているとサービスインが遅れてしまうということだとまずいと思うので、よくMNOとMVNOの関係で

は、そのMVNOがMNOと同時にサービスインできるようにというような言葉遣いをしたりしているかと思うんですけども、このところも、直ちにアンバンドルされるということではある意味、不十分なので、ちゃんと、それに競争事業者さんが必要な機器を調達し、NTTさんから遅れることなくサービスインできるよう、ということで、もうちょっと言葉を強めていただけるといいかと思いました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。しっかり懸念事項が何かというところを押さえながら、固めていくのがいいという相田先生の御指摘かと思いました。

次は岡田構成員、お願いしてもいいでしょうか。

【岡田構成員】 ありがとうございます。私も同じ25ページ目ですが、将来的なネットワークの統合等に伴う課題ということで、将来的課題等として(1)、(2)で、機能の提供の在り方、機能と切り離れた設備の提供の在り方であるとか、あるいは機能に着目した市場支配力について検討する必要がある、こういう御指摘があるんですが、この機能という言葉の意味合いというか、定義が気になりまして。非常に幅が広いですね。ソフトウェアもあれば、特許もあれば、人材が持つノウハウもあれば、非常に幅広な言葉になるような印象をもちます。だから、今までの設備に着目した規制から、かなり離れてくるのかという感じがします。

ですので、実態の認識として、この機能の側が非常に重要だというのは私も正しいと思うんですが、設備よりも、その機能に着目した市場支配力は今後、非常に重要になっていく、むしろ今現在もそうなりつつある。いろんな意味で、デザインであるとか、半導体もそうですが、もうそういうものが市場支配力の源泉になっていく時代の流れの中で、そこに着目しないのはどうかというのは、全くもっともだと思うんです。ただそれを考えていくときに、どうやってアプローチするかというのは、非常に難しい問題だと思うんですね。無形資産も含めたいろんな検討が必要になっていく。

ここは、難しいんだけど、ぜひ前向きに、今後考えていくべき論点だと思うし、こういう視点から、NTTの市場支配力はどう評価するかということを改めて考えていくということも非常に重要かと思いました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。なかなか今後の展開というのが、確実なことが分かっていない中での今後の課題として、多分ここに記載いただいているということだと思います。

今、関連して相田先生からも、もしよろしければ相田先生、御発言いただいてもいいです

か。今、チャットでいただいた点。

【相田主査代理】 単に機能という言葉だと、あまりにも広過ぎるので、せめてネットワーク機能というくらい言葉にしておいていただいたらどうかというのが、今お伺いをしたときの直感的な印象です。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただければと思います。

それでは、大谷構成員からもお願いできますか。

【大谷構成員】 ありがとうございます。同じく25ページ目のところですけども、この将来的課題等に挙げてあることの中で一番大切なのが、アンバンドルが不可能にならないようにするとか、それから、相田構成員からも御提案がありましたように、同時スタートができるという、競争事業者にとっても、アンバンドルするまで時間がかからないようにするというところが最終目的ではないかと思っております。

あらかじめ議論しておくことが必要ではないかと述べられているわけですけども、もちろん、あらかじめ議論をすべきだと思うんですが、アンバンドルを可能とするために設計をどうするのかというような原則はちゃんと打ち立てておくということが必要ではないかと思っております。なし崩し的に、こういったソフトが利用できるのも、これまでの設備についての、ボトルネック設備についての議論が利用できなくなるというようなことがないように、設計の段階で、そもそもアンバンドルが不可能とならないような仕組みを作るべきだというような基本的な原則を定めて、その枠内で新たな技術を導入したりということに取り組めるように、ルールを明確にしておくことが、まず必要ではないかと思っております。

それから、それと少し近い話で、もう少しページが遡ってしまうんですけども、NTTコムとそれからNTTドコモのネットワークの一体化のページがあったかと思えます。どこら辺にあったのか忘れてしまいましたが、②のところだったと思うんですけども、基本的にはNTTコムとNTTドコモのネットワークが一体化されるということは、それはありきと考えても、NTT東西のネットワーク等の独立性を構築すべきだというような雰囲気書かれていたと、対応の方向性については、そのように述べられていたと思えます。

固定網と移動網のコア網の融合について、どのような規制が必要なのかといったことについては、この検討会議で結論が出せるような話ではないのですが、あるべき姿として、例えば研究開発などの手足を縛らずに、効率的なネットワークの形成に向けて、どんな方法があるのか、そしてそれに見合った規制がどのようにあるべきか、といったことについて、N

TTコムとNTTドコモの問題に限らず、一般的な議論を進めていくことが必要ではないかと感じております。感想めいておりますけれども、以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。大きな視点をいただいたと思っています。効率的なネットワーク形成及び、それが公正競争の確保と促進につながらなきゃいかんというところが、きちっと外さないようにという御指摘だったと受け止めました。

ぜひ全体を通じて、もし御指摘等ありましたら、各論も含めてで結構ですけれども、いただければありがたいですけれども、どうでしょうか。大谷構成員。

【大谷構成員】 ありがとうございます。度々ありがとうございます。全体的な話ということで、漠とした話でもよろしいかと思ったので。

【大橋主査】 はい、ありがとうございます。

【大谷構成員】 今回、その市場検証会議で、つぶさに検討するべきテーマというのが、事務局の御努力のおかげで、かなり洗い出せたと思っています。それをどのようなタイミングで情報を集めて調査するのかといったことについて、スケジュール感というか、そういったものを出していく必要があるのではないかと考えております。

前回のヒアリングだったと思いますけれども、KDDI様から、3年後見直しとか、少し長期的な視点で振り返ってみる機会を作るということについても御提案をいただいておりますので、何を、どのような頻度で検証し、そしてそれによって、現在のこのNTTドコモの100%子会社化という問題について、振り返ってみる機会を3年後に設定するのか、あるいはもっと近いタイミングで見るとかといったことについても議論し、今回の資料取りまとめの段階では、ぜひ述べておく必要があると思っています。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、高口構成員、お願いできますか。

【高口構成員】 ありがとうございます。全体的なことということで、少し間接的なことで恐縮ですけれども。これまでの議論ですとか、あるいは事務局の取りまとめでいただいた資料を拝見していると、対応として、電気通信市場検証会議で検証していくということが、かなりの箇所に出てきておりますし、議論でも出てきていたかと思えます。

一方で、構成員の皆様の御意見、私も発言させていただきましたけれども、どんな情報が使えて、それをどういうふうな仕組みで検証に使っていくのかということは、かなり多様で多岐にわたっていると思います。また、将来的なネットワークの統合というところの④のところでも、かなり先々不透明な中で、競争状況というのを確認していかないといけないということで、そういう意味では、今後、ある種、よりやるべきことが多くなる電気通信市場検



証会議自体が、もう少し、例えば機動的に検証ができるような体制を考えるということも必要かと思っています。

現状の市場検証会議では、基本方針を決めて、これは固定で、その上で実施、年次計画立ててという慎重なプロセスを踏まれているわけですが、これだけいろいろ動きがあると、結局、基本方針も毎年変えなきゃいけないことになってとかとなると、かなりそこが機動性という意味で、工夫の余地が出てくるのかと思っていますので、その市場検証会議の機動性を確保するみたいなことも少し同時に検討していくことが必要かと、皆様の議論を伺っていて、思いました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、石田構成員もお願いできますか。

【石田構成員】 石田です。よろしくお願いします。今回の取りまとめで、課題と方向性はよくまとまっていると思ったんですけども、市場検討会議に求められていることというのが多いということで、市場検討会議について整理したものをまとめていただけると、分かりやすいかと思いました。現在のルールで対応されているから、注視していくとか、今後の課題、既に検討はされているけれども、検証会議として強化すべきであるというような課題とか、それから、この検討会議で今後検討すべき事項はこういうものがあるとか、検証会議について、かなり求められることが多いので、取りまとめをしていただけると、非常に分かりやすいかと思いました。以上です。

【大橋主査】 御提案、御要望、ありがとうございます。それでは岡田構成員、お願いできますか。

【岡田構成員】 ありがとうございます。大きな話ではないんですけども、22ページ目でしたっけ、③の課題で、あまり今日議論できてなかったのかと思うのが、二種指定事業者の対象事業者、あるいはその規律の内容の在り方についてどう考えるかというポイントがあったと思うんですが、これはなかなか結論が容易に出ない話かとも思うんですが、また、この会議で結論を得るというものではないでしょうけども、性質として。十分な議論を今後していくべき重要な論点だと思います。こういうことについて、何らかの課題を提示するスタンスは必要かと思えます。

以前、誰でしたっけ、関口構成員でしたっけ。MNOも全部対象にすべきではないかというような御意見が、片やあったと思うんですが、同時にNTTドコモを対象から外すべきだという意見もあったように記憶している。非常に意見が割れているポイントだと思いますので、ここで論点として提示されている以上、何らかの取り上げ方をせざるを得ないと思うん

ですが、その点についてもぜひ検討の俎上に上げていただきたいと思います。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。ぜひ引き続き議論させていただければと思います。相田構成員、お願いできますか。

【相田主査代理】 先ほどNTT3条、研究開発責務の話も挙がっていましたが、今回、NTTの在り方の議論というのは、今回はそこに踏み込まなかったわけですが、これだけ通信を取り巻く状況が変わっている中에서도、NTTの在り方の議論を、これに引き続いて行うのか、それともそういう市場検証会議の状況等を見て、適切なタイミングを取るのか、いずれにしても、何かそういう、少なくとも遠からぬ先にNTTの在り方の議論をする必要があるのではないかなというように、報告書を書く際にはぜひどこかに書いていただきたいと思います。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

本日、非常に多岐にわたる論点を、皆さん非常に闊達に御意見、あるいはコメントを頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

もし事務局から、何か追加で、コメント等に対して何かありましたらいただければと思いますけれども。大丈夫そうですか。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。いろいろ多岐にわたる御意見をいただきましたので、そちらも踏まえまして検討させていただければと思っております。

【大橋主査】 ありがとうございます。それで、そろそろ時間も近づいてまいりましたので、特段、皆様方から御意見がないようでしたら、これにて会議を終了とします。

本日、様々な御意見をいただきましたので、この議論を基にして、取りまとめに向けて、鋭意整理をしていきたいと思っています。それに当たって、事業者にさらに確認したいという、本日例えば石田構成員からもありましたけれども、そうした御意見もありますので、中には機微な情報の確認も必要と思いますから、非公開の会合も開催を念頭に置きながら、今後の進め方について事務局と相談したいと考えていますので、引き続き闊達な御議論をよろしく願いいたします。

それでは、事務局から今後の予定について、何かありましたら御説明をお願いします。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日いただきました御議論などを踏まえまして、大橋主査とも御相談の上、取りまとめに向けた作業を進めていきたいと思っております。

次回会合につきましては、大橋主査と御相談の上、調整をいたしまして、別途御連絡させ

ていただきます。以上、よろしくお願いいたします。

【大橋主査】 はい、承知いたしました。それでは、本日これにて閉会としたいと思います。お忙しい中、本当にいろいろ御意見、コメントをいただきまして、ありがとうございました。